

**相続 宅建 H11-03-1 《#719》**

**【問】 正誤をつけよ。**

相続開始の時ににおいて相続人が数人あるとき、遺産としての不動産は、相続人全員の共有に属する。

**【答え】 正しい**

**《ポイント》 共同相続の効力【★入門】**

相続人が数人あるときは、相続財産は、その**共有**に属する。（民法 898 条）

**《関連知識》【★入門】**

各**共同相続人**は、その**相続分**に応じて被相続人の権利義務を承継する。（民法 899 条）